【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（認可協会への報告）

第六十七条の十八　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する認可協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、その所属する認可協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

三　店頭売買有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

四　自己の計算において行う取扱有価証券（当該認可協会がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）をいう。以下同じ。）の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五　自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六　取扱有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

七　自己の計算において行う上場株券等（金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下この条から第七十八条の五までにおいて同じ。）の取引所金融商品市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

八　同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認可協会への報告）

第六十七条の十八　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する認可協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、その所属する認可協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

三　店頭売買有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

四　自己の計算において行う取扱有価証券（当該認可協会がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）をいう。以下同じ。）の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五　自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六　取扱有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

七　自己の計算において行う上場株券等（金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下この条から第七十八条の五までにおいて同じ。）の取引所金融商品市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

八　同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

（改正前）

（新設）

第七十九条の二　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、その所属する協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

三　店頭売買有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

四　自己の計算において行う取扱有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五　自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六　取扱有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

七　自己の計算において行う上場株券等（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下第七十九条の四までにおいて同じ。）の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

八　同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第七十九条の二　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより　、その所属する協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした　場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

三　店頭売買有価証券の売買の受託等をした　場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

四　自己の計算において行う取扱有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五　自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六　取扱有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

七　自己の計算において行う上場株券等（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下第七十九条の四までにおいて同じ。）の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

八　同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

（改正前）

第七十九条の二　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その所属する協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三　店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託に係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合　当該受託等に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

（四～六　新設）

四　自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他内閣府令で定める事項

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第七十九条の二　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その所属する協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三　店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託に係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合　当該受託等に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

四　自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他内閣府令で定める事項

（改正前）

第七十九条の二　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その所属する協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三　店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該受託等に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

四　自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他大蔵省令で定める事項

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第七十九条の二　協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その所属する協会に報告しなければならない。

一　自己　の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三　　店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該受託等に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

四　自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他大蔵省令で定める事項

（改正前）

第七十九条の二　協会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその所属する協会に報告しなければならない。

一　自己又は他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三　他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買を受託した後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該受託に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

（四　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第七十九条の二　協会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその所属する協会に報告しなければならない。

一　自己又は他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二　自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三　他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買を受託した後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合　当該受託に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

（改正前）

（新設）